



立教大学

社会福祉ニュース

第24号 2004年6月30日発行

編集発行 立教大学社会福祉研究所 東京都豊島区西池袋 3-34-1

見えないものを見るという課題

所員 庄司洋子

この10年、社会福祉の分野の変貌は激しく、私自身の勉強が足りないせいではありますが、追いついてゆけない焦りを感じる事がしばしばです。介護保険制度、支援費制度などの導入に象徴されるように、福祉サービスの供給体制と利用方式が大きく変わり、明らかに新しい時代が到来しています。専門家による十分な議論を経ての改変ですから、当然、制度の内容もその背後にある思想も、望ましい方向に前進しているのだとは思いますが、市場システムとの接合がはらむ問題点に危機を感じることも少なくありませんし、制度の未成熟のなかで生じていると思われる矛盾も多々あります。このような激変期、混乱期にあって、この分野に生じている現実がもつ本当の意味を、自分自身の力で確かめるといのは、容易なことではないとつくづく感じます。

30年も前、私が社会福祉の分野に素朴な関心を抱きはじめた頃のことを思い出します。高度成長がもたらしたものを多くの人々が享受するようになり、いささか浮かれていた時代です。当時はまだ老人福祉法もありませんでしたし、福祉は貧しい人のためのもののように思われていました。そういう時期に、社会福祉の分野で働きたいといえば、変わり者と思われるか、根ほり葉ほり聞かれるか、という感じでしたので、私は極力さりげないふりをしておりました。しかし、大学を卒業して、実際にこの分野で働いている人々に出会ってみますと、見えにくいものをなぜかしっかりと捉えて取り組んでいる、その眼のたしかさに驚かされる事が多々ありました。以来、私は、福祉の分野では、見えないものを見ようとする姿勢こそが生命線なのだ、と考えるようになりました。

今日、福祉はごく一部の人々のものではなくなりましたが、同時にこの分野では、いわゆるマイノリティの問題に対しても、これまでにない関心が払われるようになっていきます。不法滞在外国人、野宿者、DV被害女性、被虐待児など、むしろ福祉の中核からははずれた周辺部分において、この、見えないものを見ようとする努力が少しずつ実ってきている、と感じます。

とくに、名前のない問題、は最も見えにくいものです。たとえば、DV被害は、DV（ドメスティック・バイオレンス）という概念の登場によって、はじめて見えるようになった社会問題であり福祉問題です。昨今に突然発生した問題ではありませんが、多くの人にとっては見えなかったし、見ようとしなかったものです。こうした問題にとって、概念の形成、法の制定、は決定的に重要な意味がありますし、それらを通じてより多くの人に見えるものにしていく必要があると思います。

社会福祉研究所のささやかな活動も、見えないものを見るという重要な課題に応えるようなものでありたいと願っています。

【現場報告】

福祉の現場から — 児童相談所 —

所員 須江 泰子

私が児童相談所に初めて着任した5年前、隣席の先輩は児童相談所の看板を「虐待相談所」に変えた方がいいと言っていた。最近配属された同僚は、児童相談所を「こども警察」のようだとやっている。

二つとも児童相談所（以下児相）の現状を端的に示していると思う。平成11年度、12年度は、虐待を主訴とする相談の受付件数が対前年度比で1.6倍の伸びを示し（厚生労働省発表の統計による）、系統だった対応が迫られた時期である。児童虐待の防止等に関する法律が制定されたのも平成12年である。

児相の「相談」という言葉のニュアンスからは、困った人が自分の意志で悩み事を話に行く場所、という印象が強いように感じる。しかし、実際には、もう一つの役割、つまり児童が心身ともに健やかに育成される状態にないと判断された場合に行政として関与、指導する役割が業務の軸になっているといっても過言ではない。特に児童虐待に関する相談・通告は、早急に関係機関から情報を収集し、その情報の中で一次的なアセスメントを行い、介入について検討しなければならない。被虐待児の半数近くは未就学児であり（厚生労働省統計）、状況如何によっては生命に危険が及ぶ場合もあり得る。調査の結果、必要な場合には児童を保護する役割も児相には課せられている。

いわゆる虐待相談として受け付けた相談以外にも、例えば発達障害・集団不適應の相談の中にも、虐待と言わざるを得ないケースが見受けられる。子どもの問題行動を改善させようとして、親が怒る、無視をする、打つ、罰を与えるなどの行為が繰り返されて、問題の改善が困難になっている場合もある。

厚生労働省研究班は、2002年に虐待事例に関する初の全国調査を実施している。それによれば、児相、福祉・保育施設、学校、警察、医療機関などが平成12年度に新規に把握した虐待事例は約35,000件あると推計され、児相が把握しているのは全体の約半数程度だという。他の機関は、軽度と判断した場合や確信の持てない場合、児相に通告しない傾向が見られたという。こうしたことから、児相が虐待相談として扱うケースは重篤なケースが多いと考えられ、また、虐待が発生した後の対処を求められていることがうかがわれる。

児相がその求めに応じていくためには、様々な課題がある。全国児童相談所における家庭内虐待調査結果報告(1997)によれば、虐待者の8割弱が性格的な偏りや精神疾患の疑いなどの問題を抱えているという。にもかかわらず、精神科の医師が常勤で実際に面接を行っている児相は少数であろう。重篤な被虐待児のケアに必要な児童精神科医に至ってはその数もわずかである。主たる虐待者は実母、実父の場合がもっとも多い。親子それぞれに専門的な関わりが必要と考えられるが、現状ではスタッフが絶対的に足りない。

また児相は、親が虐待者である場合、その行為が不適切であると伝えることがある。それは、親が自分の行為を「しつけ」「当然の罰」と正当化し、児童の健全育成の視点を持ち合わせないことが間々あるからだ。しかし親子関係の調整に向けて親への治療・援助をするためには、虐待行為は許されるものではないが、そうせざるを得ない状況があった、あなたもつらかったし傷ついた、という親の立

場に一旦は立たないと始まらないと感じる。親から見れば児相は自分から子どもを取り上げたり、自分が虐待してないかと思ったり、評価したりするやっかいな場所である。こちらが法律に基づいて一時的に保護したり、見守ったりしながら、子どもにとって最も良い方法を考えていこうとしても、親は自分が非難されると受け取りがちなのである。

このように「児童の立場」と「親の立場」を同じ児相の職員が語ることが、児相の立場をわかりにくくし、児相と相談関係を築くことを困難にしているように思われる。親への援助は、児相ではなく、高度な専門性を有する別の組織に委託するべきだという意見もある。

あわせて治療や援助を拒否する虐待者への対応など、法律の整備も必要であると言われている。

今後、児童虐待への取り組みとして予防的観点も必要になってくる。前述の厚生労働省研究班の報告によれば、虐待事例のうち0歳児が全体の約8%を占め、産後間もない時期から育児不安により孤立し、子どもとの関係をうまく築けない親の姿が浮かび上がったと報告されている。虐待のボーダーライン付近にあるネガティブな養育行動を、Vista (1990)は「灰色の領域-gray areas」と呼んだ。深刻な状態に発展する前に、援助が必要な人達をサポートすることが重要である。母子保健や教育等関係機関の活躍が期待されている。

保育所、幼稚園、学校、保健センター、保健所、福祉事務所、主任児童委員、警察、医療機関、NPOなど子どもを取りまく様々な機関との連携は、予防的にもアフターケアの面からも、親子を支えていく上で必要である。児童虐待は密室で近親者によって行われることが多く、その実態把握が難しい。年月をかけて援助が必要となる場合もあり、一機関のみの対応では限界がある。判断を誤ることもあり得る。関係機関と協力関係を築くことも、児童の福祉にとって大切なことなのである。

【研究報告】

両立問題のもうひとつの局面

— 就業継続における妊娠期の諸困難 —

研究員 杉浦浩美

1 多様化する女性労働

多くの女性たちにとって長年の課題とされてきた「仕事と家庭の両立」という問題は、少子化を背景に、国や企業社会にとっても大きな政策課題となっている。90年代以降「子どもを安心して産み育てる社会」の実現を目指し、エンゼルプランの策定や男女共同参画社会基本法の成立など、従来の性別役割分業を越えた社会への試みが指向されている。とりわけ出産後も就業継続を望む女性への両立支援策は重要な課題とされ、「働く母親支援」として育児休業法の改正や保育施策の充実が議論されている。その一方で、職場における妊娠期の問題＝母性保護に関しては、近年、あまり人々の関心は向けられず、目立った議論もなされていないようにみえる。しかし、1986年の男女雇用機会均等法の施行以後、長時間労働や出張をこなす総合職女性たちが登場し、また経済環境の悪化から、派遣やパート労働といった不安定な雇用形態で働く女性たちも増えている。従来は「男の仕事」とされたハードな肉体労働をともなう仕事に従事する女性たちも出現している。このような多様化する女性労働の現場で、妊娠期の就業継続は一体どのように果たされているのだろうか。「育児と仕事の両立」が重要な課題であることは言うまでもないが、両立問題のもうひとつの局面として「妊娠と仕事の両立」という観点からの検証や議論も必要なのではないだろうか。

2 妊娠期の3つの困難

報告者は以上のような問題意識から、2001年から「職場における妊娠期」の問題についてアンケート調査、聞き取り調査等を行っている。その結果、働く妊婦は「身体的」「精神的」「就業継続」という3つの側面において、それぞれ深刻な問題を抱えていることが明らかになった。以下では、アンケート調査の回答を用いながら、それぞれの問題について触れていきたい。

アンケート調査は2001年の7月から8月にかけて、会員制のワーキングマザー向けホームページ・Mサイトに協力を依頼し、行ったものである。インターネット上で調査票を公開、それに回答を書き込んだものを返信してもらうという方法をとったが、期間を限定して行った結果、回答数は35通であった。インターネットという性格上、全国から回答が寄せられ、回答者の年齢は、20代が5人、30代が28人、40歳以上が2人で、30代が全体の8割を占めていた。全員が既婚者で、子ども「あり」が34人（内、複数子が15人）、「なし」がひとり（回答時に妊娠中）であった。最終学歴は「大学院・4大卒」が21人、「短大・専門学校卒」が5人、「高卒」が5人、「記載なし」が4人であった。勤務状況は「常勤」が33人、「非常勤」が2人であり、採用形態は「総合職」が9人、「一般職」が11人、「コース別なし」が13人、「その他」が2人であった。

まず、身体的困難についてであるが、妊娠中の経過について自由に記述してもらう欄を設けたところ、切迫流産、切迫早産、流産、妊娠悪阻、逆子（帝王切開）等、妊娠期・出産時の何らかのトラブルが記載されていたものが14例あった（うち1例は職務と関係なく個人的な事情であるとの記載があ

った)。これらは、女性自身の「(職場で)無理をした」「無茶をした」といった発言と一緒に語られている場合も多く、就業継続を望む女性が、妊娠後も「それまでどおりの勤務」を続けようとし、それが結果的に母体を危険にさらす場合もあることがわかる。その一方で、職場に必要な母性保護措置が受けられずに、入院等の医療的措置に至る深刻なトラブルが生じたケースもあった。現在、女性労働者の妊娠・出産保護に関する規定は、労働基準法のほか改正均等法においても「母性健康管理の措置」が定められており、必要に応じて残業の軽減や通勤緩和、休憩等の措置を求めることが認められている。しかし、よせられた回答からは、職場にそれらの制度利用を申し出ても、上司の無理解や無視によってなかなか認めてもらえないケースも少なくない様子が見えてきた。

精神的困難については、妊婦が性的揶揄の対象となったり、「大きなお腹」に対する差別的な発言が職場で容認されている、といった現状が浮かび上がってきた。妊娠後の周囲の態度の変化について尋ねた記述欄には、女性たちが受けたという上司や同僚からの言動が具体的に記載されていたが、なかにはセクシャル・ハラスメントとして告発しうるような内容と思われるものも多数あった。しかし、それらは告発されることなく「泣き寝入り」とされていた。

就業継続をめぐる問題については、妊娠を理由に上司から異動をほのめかされたり、退職をすすめられるといったケースや、育児休業の申請をしたところ、休業期間を縮めるよう圧力を受けた事例等があった。また、上司から「昇進が遅れるがそれでもいいのか」と言われたケースもあり、実際、妊娠・出産後に勤務評定や査定が大幅に下げられた、という訴えが複数あった。

これら3つの側面の困難は、ひとつの面に集中している場合もあるが、2つないし、3つが重複して問題を深刻化させている場合もある。ここでは得られた結果の一端を紹介するにとどめるが、アンケート調査の詳しい結果と分析は論文として報告する予定があるので、関心のある方はそちらを参照していただきたい。また、アンケート調査と平行して行った聞き取り調査については、『女性学11号』(日本女性学会編)に掲載されている報告者の論文を参照していただきたい。

3 母性保護要求のありか

以上、確認してきたように、妊娠期にはさまざまなトラブルや問題が生じており、女性たちは身体的に、あるいは精神的に、葛藤状態に置かれ、また、そこには雇用の危機も存在している。しかし、はじめにも述べたように、子どもをもつ女性の就業継続が社会的課題と認知されつつあるなかで、この妊娠期の問題を訴える声は、大きく浮上していないように思われる。それはなぜなのだろうか。

そもそも、母性保護は、戦後、女性が雇用労働へ進出するとともに、切実な要求として強く訴えられ、掲げられてきたものだ。異常出産率の高さや、早産、流産の多さを職場で問題化した女性たちの永年の努力と運動の結果として、母性保護に関する諸権利は徐々に整えられ、拡充されてきた。しかし、その権利を享受できるはずの女性たちにとって母性保護要求はむしろ、近年は「主張しづらいもの」としてあるのではないだろうか。男女平等、男女共同参画社会が90年代に国の政策として掲げられるようになり、労働者への保護政策は「男女共通保護」「男女両性基準」へと転換を遂げようとしている。実際には、従来の男性労働者モデルが女性にも適用された、という感は否めないが、職場に参入していく女性自身がこの男女両性基準を内面化している側面もあるだろう。例えば仕事に強い意欲をもつ女性が、「女性である」と見られることをマイナスだと感じ、できるだけ「女性だから」と思われたくないと考えているとしたら、妊娠期の保護を申し出ることには抵抗を感じる場合もあると思われる。また、企業社会の側においても、男女両性基準という建前を武器に、女性の身体性への無視や無理解を容認する側面が強まっているのではないだろうか。歴史的経過のなかで「当然の権利」とし

て獲得したはずの母性保護に関する権利は、今その「当然の」という前提が揺り動かされ、さまざまな躊躇や葛藤をともなうものとなっているように思われる。

報告者は、今後も、就業継続における妊娠期の問題について、さらなる調査・研究を行ないたいと考えている。母性保護に関する諸権利がある程度、獲得された現状において、女性たちがなお深刻なトラブルや葛藤を抱えているとすれば、従来の母性保護をめぐる議論とはまたちがったアプローチで、この問題をとらえる必要があるのではないか。そのひとつの方向性として「職場におけるリプロダクティブ・ヘルスライツ」という新たな観点を導入していきたいと考えているが、それについては、また別の機会に報告したい。

【講座受講報告】

2003年7月26日 第9回 対人援助技術セミナー

カウンセリングマインドの体験レッスン Part V
—からだの感覚に気づく—

講 師：本研究所所員・学校社会教育講座助教授
逸見 敏郎
受講報告者：介護老人保健施設 勤務（支援相談員）
鈴木 里美

「私は天邪鬼なのであえて自分が「不快」と感じた表情を「快」と感じるものに変えようと思っ
て・・・。」

セミナーの一番はじめに行なった“表情コラージュ”。いろいろな見方のできるあいまいな顔の絵を、
用意された材料（色紙やクレヨン等）を使ってちゃんと顔に見えるよう加工する作業を開始。参加者
各人のそれぞれの手で次々と異なる絵に変えられていきました。

私は、泣いているように見えた顔を、泣き顔にも怒り顔にも見えないように手を加えたい！と考え、
夢みる寝顔（のつもり）に見えるよう作業に取り組みました。

茶色系のチラシをちぎり、髪として貼っていき、まつげをクレヨンで描きくわえ、子供のおもちゃ
の写真等を切り抜き、夢のなかを思わせるよう顔の周囲に添えました。

作業終了後、グループ内でお互いに「なぜ自分がそのような顔にしたいと考えたのか」を発表。ち
ょうど講師の逸見先生が私たちのグループの発表を聞かれており、私の「天邪鬼だから・・・」という説
明に「違うかもしれないけれども」と前置きされながらも「仕事柄、マイナス感情を抱えた人をいつ
も変えてあげたいと思っている願望とも考えられるのでは？」とのコメントをいただきました。また、
「このグループは髪の毛を、切ったりちぎったりした紙を貼るという表現方法で一致していますね。
お互いに実は影響し合っているのですね。」とも。

「何をつくったか」ということにも意味があるとは思いますが、しかし、それ以上に「なぜそのよう
につくろうと考えたか」を言語化することにより自分の内面的なものを自身で認識し、また、第三者
がそれを聞き異なる視点で事象を見ることで、自身も気づかずにいる「なにか」が発見されるという
ことを体験できました。

セミナーでは、この“表情コラージュ”以外にも、グループメンバーそれぞれの紙粘土製分身を用
いお互いに心地よい位置をとる“自己の分身”，人の輪をつくり中心に立った一人が倒れるのを支える
“トラストサークル”，教室の床に寝転がり脱力状態になる“身体ほぐし”，目隠しをしてパートナー
に誘導された“ブラインドウォーク”等盛りだくさん且つ重苦しきのない内容で、一日があつという
間に過ぎていきました。

また、このセミナーへの参加を通じて感じたことは、参加者の皆さんがこういった分野に関心をも
って受講されているためか、とても抵抗が少なく各作業に取り組まれたこと、行為に至った思いを言
語化することがスムーズだったこと、初対面にもかかわらずすぐに友好的に接し合えたことに密かに
驚きました。

あえて残念だった点をあげると、セミナーでせっかく得た関心を、深めるための道筋というかフォ

ローがあるとうれしかったと思います。自分で勉強しはじめればよいことなのですが…。

仕事をしていると、つい業務に追われてしまいます。時々、このようなセミナーを受講し、美しい大学構内を歩き、さまざまな人々と出会う。とても有意義な休日の過ごし方で私自身は気に入りました。是非また参加させていただきたいと思います。

最後に、講師の逸見敏郎先生をはじめ、このセミナーを企画運営くださった皆様に感謝いたします。ありがとうございました。

■ 第24号 目次 ■

【 緒 言 】 見えないものを見るという課題／庄司洋子・・・・・・・・・・ 1
 【 現 場 報 告 】 福祉の現場から／須江泰子・・・・・・・・・・ 2
 【 研 究 報 告 】 両立問題のもうひとつの局面／杉浦浩美・・・・・・・・・・ 4
 【 講座受講報告 】 第9回対人援助技術セミナー／鈴木里美・・・・・・・・・・ 6
 【 年間活動予定 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2004 年度 年間活動予定

		活動内容
4月		
5月		
6月		研究会
	30日	『社会福祉ニュース』第24号 発行
7月	24日	第10回 対人援助技術セミナー 「カウンセリングマインドの体験レッスン PartVI ―今までの私と今の私―」
8月		連続公開講座 社会福祉のフロンティア 第23回
9月		研究会
10月	16日	第12回 家族援助技術セミナー
	30日	国際セミナー 「福祉国家改革と高齢社会の展望」
11月		公開講座 質的研究法 第2回
12月		連続公開講座 社会福祉のフロンティア 第24回
1月		研究会
2月		
3月	31日	紀要『立教社会福祉研究』第24号 発行